

加算税制度が変わったのですか？
 経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答

税理士
野川
川
悟
志

リサ

加算税制度が変わったと聞きました。通常、税務調査を受け、誤りを指摘されれば、それを修正申告し、納税額に対し過少申告加算税が課されると考えていました。調査を受ける前に修正申告した場合でも課されるようですが、本当ですか。

サキ先生

ご質問のように、加算税制度は平成28年度税制改正で見直されて、平成29年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税から適用されます。

具体的には、実地の調査に際し、税務署から納税者に対して、調査に関する一定の事項の通知があり、その通知があった以後に修正申告書を提出すると、その修正申告が調査による更正を予知したものでない場合に、新たに加算税が課されることになりました。

リサ

「調査に関する一定の事項の通知」というのは、どのような通知なのでしょうか。

サキ先生

「調査通知」といわれるものですが、①実地の調査を行う旨、②調査の対象となる税目、③調査の対象となる期間の3項目が通知されます。

リサ

通知といえば、「事前通知」というものもありますが、これとは違うのですか。

サキ先生

「事前通知」は、調査に当たり、より具体的な内容として、①実地の調査を行う旨、②調査開始日時、③調査対象税目、④調査を行う場所、⑤調査対象期間、⑥調査の目的、⑦調査対象の帳簿書類などが通知されます。

多くの税務調査では、第一報として税務署が調査予定であることを通知して、納税者と日程を調整してから、調査に着手するという流れになります。ここでいう「調査通知」は第一報である調査予定の通知に当たるでしょう。「事前通知」は「調査通知」の後、調査着手までの間に行われていますね。

時系列で示すと図のようになります。7月3日の調査通知以後に修正申告書が提出された場合で、調査による更正を予知したものでない場合には、新たに過少申告加算税が課されることとなります。

調査による更正を予知したものであれば、調査通知の有無に関係なく、従来から加算税が課されています。



リサ

調査通知前の修正申告であれば過少申告加算税は課されないのですね。

サキ先生

調査通知前で、調査による更正を予知したものでない場合には、課されないこととなります。

筆者紹介

野川悟志 (のがわ・さとし)

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著「免税店のはじめ方」(税務経理協会)、「経営に活かす 税務の数的基準」(共著、大蔵財務協会)、「間違っていると痛い! 印紙税の実務Q&A」(共著、大蔵財務協会)など。HPは [しながわ税経事務所](#) で検索

